市営墓地一時使用許可申請書

年 月 日

南相馬市長

申請者 住 所 氏 名 連 絡 先 電話

南相馬市営原町墓地条例第21条の規定により、次のとおり使用したいので申請します。

墓	地	の	名	称	□南相馬	詩市	ī営原町	丁橋本町	墓地	□南相馬	馬市営原	原町陣	ヶ崎公	園墓地
使	用		区	風				地区			側	第		号
			年月 I 吏用面		年	Ë.	月	日	第	- - - - - -	클 •	平	方メー	・トル
使	用		期	間			年	月	日~	Ç	年		月	日

- * 南相馬市営原町墓地条例施行規則第4条(使用条件等)の抜粋
 - 第4条 市営墓地の使用条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 墓地その他の施設は、使用権を与えられた場所以外には設置しないこと。
 - (2) 墓碑及びこれに類するものの高さは、3メートル以内とすること。
 - (3) 盛土の高さは0.6メートル以内、囲障の高さは1メートル以内とすること。
 - (4) 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種を選び、使用権を与えられた場所の範囲内に収めること。
 - 2 前項各号に規定する高さとは、すべて前面通路中央から施設の最高部までの高さをいう。
 - 3 第1項及び第2項に違反した使用者には、施設の撤去を命ずることができる。

工事施工業者等

業	者	名	所右	E地信	主所	
担	当	者	連	絡	先	

次のとおり決定したく伺います。

許 可 年月日	年 月 [課長	係 長 受付者 課 員
許 可区 分	1 □許可する。2 □許可しない。		

- ※ 1 □のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。
 - 2 申請者は、太枠内だけ記入してください。